

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進 1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制
	政策の達成目標	地域の未利用資源であるバイオマスを活用した地域循環型燃料の普及を促進し、自立・分散型エネルギー供給体制の強化を図る。 2020年までに約5,000億円規模のバイオマス関連産業を創出(バイオマス活用推進基本計画(平成22年12月閣議決定))
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成26年4月1日～平成29年3月31日まで
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	地域の取組により、BDF生産量は平成18年の5千KLから平成22年の2万KLと4倍に増加しているものの、地域循環型燃料として自立・分散型エネルギー供給体制を構築するまでには至っていない。
有効性	要望の措置の適用見込み	(平成26年度) 適用予定件数(KL) 15,000KL 減税見込み額 482百万円
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	廃食用油等の地域の未利用資源を原料とするBDFの普及は、利用時の環境負荷が少なく、かつ、農山漁村におけるエネルギーの地産地消が可能であり、今後の自立・分散型エネルギー供給体制の強化を牽引する核となるものである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	○農林漁業バイオ燃料法に基づく固定資産税の特例 農林漁業バイオ燃料法に基づく認定生産製造連携事業計画によりバイオ燃料製造施設(BDF製造施設含)を新設した場合において、当該施設の固定資産税を3年間2分の1とする。(平成24年4月1日～平成26年3月31日)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	平成25年度 地域バイオマス産業化支援事業 1,280百万円 (概要)地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、地産地消型の再生可能エネルギーの強化と環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくり(バイオマス産業都市)に対する支援。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置は、事業計画に基づく設備費等の事業運営当初の経費低減に資するものであり、本税制措置は、軽油特定加工業者又は軽油生産業者、または消費者に対し支援を行うため、本税制措置と相まってBDF混和軽油の普及を促進するもの。
	要望の措置の妥当性	BDFを軽油と混和することで、混和分の軽油引取税分が徴収されることから、用途がB100のみの利用が主体となっており、低濃度のBDF混和軽油での普及が進まない実態がある。 一方、B100については、平成21年に自動車排出ガス規制が大幅に強化され、新規規制対応の新型車両が順次導入されつつあるが、B100を利用すると、新排出ガス規制に違反するため、新型車両への活用が困難となる。 本措置は、安心安全な燃料としてのBDF混和軽油の低濃度利用の普及を促進することにより、環境対策及び災害発生時の緊急対応燃料として活用可能である安全・安心なBDFの円滑な導入を実現させるものであり、的確な措置である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本措置により、BDF混和軽油（5%混合の場合）は、軽油引取税が最大約1.6円/L控除され、最終的には消費者負担が軽減されることとなり、BDF混和軽油の価格競争力の向上を通じてバイオ燃料の円滑な導入が期待される。
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成18、19、20、25年度に要望し、19、20、25年度に「長期検討課題（二重△）」とされている。